

米穀の需給調整実施要領（平成20年 1 月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）（本文）の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
米穀の需給調整実施要領 第1 基本的考え方 1 <u>平成25年産米</u>以降における米穀の需給調整は、<u>経営所得安定対策</u>を実施することにより、できるだけ多くの農業者が生産数量目標に即した米生産を行うよう促すことによって、その実効性確保を図る。 2～4 [略] 5 需給調整非参加者や非参加者から集荷している集荷業者・販売業者に対して、米の需給状況並びに<u>経営所得安定対策</u>の趣旨及び概要を説明し、需給調整に取り組むよう促す。 6 [略] 第3 <u>生産数量目標の外数として</u>取り扱う米穀等 次に掲げる米穀等（水稻に係るものに限る。）については、生産数量目標の外数として取り扱うものとし、取組主体、適正流通の確保のための措置等については、別紙3から別紙6までにおいて定める。 1 加工用米 2 新規需要米 3 備蓄米 第4 需給調整の推進に向けた取組 1・2 [略] 3 作付段階における取組 (1) [略]	米穀の需給調整実施要領 第1 基本的考え方 1 <u>平成23年産米</u>以降における米穀の需給調整は、<u>農業者戸別所得補償制度</u>を実施することにより、できるだけ多くの農業者が生産数量目標に即した米生産を行うよう促すことによって、その実効性確保を図る。 2～4 [略] 5 需給調整非参加者や非参加者から集荷している集荷業者・販売業者に対して、米の需給状況並びに<u>農業者戸別所得補償制度</u>の趣旨及び概要を説明し、需給調整に取り組むよう促す。 6 [略] 第3 <u>需給調整の取組として</u>取り扱う米穀等 次に掲げる米穀等（水稻に係るものに限る。）については、<u>需給調整の取組（生産数量目標の外数）</u>として取り扱うものとし、取組主体、適正流通の確保のための措置等については、別紙3から別紙6までにおいて定める。 1 加工用米 2 新規需要米 3 備蓄米 第4 需給調整の推進に向けた取組 1・2 [略] 3 作付段階における取組 (1) [略]

改 正 後	現 行
(2) 地域農業再生協議会は、農業共済組合や地域センター（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地域センター等」という。）と連絡を密にし、当年産の当該地域全体の水稲作付面積を把握する。 その際、水稲生産実施計画書・<u>経営所得安定対策</u>の交付金に係る営農計画書と水稲共済細目書異動申告票の様式の一体化、需給調整実施状況の確認の合同実施、当該関係機関との水稲作付面積等についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。 4 [略]	(2) 地域農業再生協議会は、農業共済組合や地域センター（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地域センター等」という。）と連絡を密にし、当年産の当該地域全体の水稲作付面積を把握する。 その際、水稲生産実施計画書・<u>農業者戸別所得補償制度</u>の交付金に係る営農計画書と水稲共済細目書異動申告票の様式の一体化、需給調整実施状況の確認の合同実施、当該関係機関との水稲作付面積等についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。 4 [略]

附 則

1 この通知は、平成25年5月21日から施行する。

2 この通知による改正前の米穀の需給調整実施要領の規定に基づき、平成24年度までに実施した取組の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

米穀の需給調整実施要領（平成20年 1 月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）（別紙・様式）の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
別紙 3 加工用米について 第 5 加工用米取組計画の認定等 1・2 [略] 3 認定結果報告 地域センター長等は、2 の認定結果について、別紙様式第 7 号により速やかに地域農業再生協議会の代表者 <u>に通知するとともに</u>、生産局長に報告する。 なお、生産局長への報告は、地域センター長にあっては地方農政局長を経由して行うものとする。	別紙 3 加工用米について 第 5 加工用米取組計画の認定等 1・2 [略] 3 認定結果報告 地域センター長等は、2 の認定結果について、別紙様式第 7 号により速やかに地域農業再生協議会の代表者 <u>及び</u>生産局長に報告する。 なお、生産局長への報告は、地域センター長にあっては地方農政局長を経由して行うものとする。
別紙 4 新規需要米について 第 5 取組計画の作成、提出及び認定 1～6 [略] 7 地域センター長等は、6 の認定結果を取りまとめ、速やかに、別紙様式第19号により地域農業再生協議会の代表者に <u>通知するとともに</u>、別紙様式第20号により生産局長に報告する。 なお、地域センター長が生産局長に報告する場合にあっては地方農政局長等を経由して報告する。	別紙 4 新規需要米について 第 5 取組計画の作成、提出及び認定 1～6 [略] 7 地域センター長等は、6 の認定結果を取りまとめ、速やかに、別紙様式第19号により地域農業再生協議会の代表者に、別紙様式第20号により生産局長に報告する。 なお、地域センター長が生産局長に報告する場合にあっては地方農政局長等を経由して報告する。
別紙 5 備蓄米について 第 3 備蓄米の対象となる米穀 <u>経営所得安定対策交付金</u>に係る交付申請書を提出し、かつ、本要領第 2 に規定する生産数量目標に従って生産を行った販売農家又は集落営農が、別添に定める水田等において生産した米穀であって、生産局長が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する買入対象米穀の仕様に該当する米穀に限る。	別紙 5 備蓄米について 第 3 備蓄米の対象となる米穀 <u>農業者戸別所得補償交付金</u>に係る交付申請書を提出し、かつ、本要領第 2 に規定する生産数量目標に従って生産を行った販売農家又は集落営農が、別添に定める水田等において生産した米穀であって、生産局長が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する買入対象米穀の仕様に該当する米穀に限る。

改 正 後	現 行
第5 農業者別生産予定数量に係るほ場面積 1 [略] 2 取組農業者は、生産予定面積を記載した<u>経営所得安定対策</u>に係る営農計画書（以下「営農計画書」という。）の写しを売渡人に提出する。	第5 農業者別生産予定数量に係るほ場面積 1 [略] 2 取組農業者は、生産予定面積を記載した<u>農業者戸別所得補償制度</u>に係る営農計画書（以下「営農計画書」という。）の写しを売渡人に提出する。
別添 対象となる水田等 1 平成24年度における米の所得補償交付金及び水田活用の所得補償交付金の交付対象水田（米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象となる農地をいう。）に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 （1） [略] （2）畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地であって、地域農業再生協議会が<u>経営所得安定対策</u>の推進上当該農地への交付金の交付が必要ないと判断するもの （3）・（4） [略] 2 1のほか、平成25年度に対象として新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の（1）、（2）又は（3）に該当するもの。ただし、（4）のいずれかに該当するものを除く。 （1）・（2） [略] （3）上記のほか、<u>経営所得安定対策交付金</u>の交付が適当と認められる農地であって、地域センター長等が定める要件に該当すること （4）交付対象水田に該当しない土地 ① 新規開田地に該当するもの（前年度において<u>経営所得安定対策交付金</u>の交付対象水田以外の土地（(2)又は(3)に該当するものを除く。）であって、前年産の水稻の収穫期後水稻の作付けが可能となったもの若しくは水稻の作付けが行われたもの又は農業者が自己開田したもの） （注）新規開田地とは、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第150条の2に規定する新規開田地と同じ ②～④ [略]	別添 対象となる水田等 1 平成24年度における米の所得補償交付金及び水田活用の所得補償交付金の交付対象水田（米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象となる農地をいう。）に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 （1） [略] （2）畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地であって、地域農業再生協議会が<u>農業者戸別所得補償制度</u>の推進上当該農地への交付金の交付が必要ないと判断するもの （3）・（4） [略] 2 1のほか、平成25年度に対象として新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の（1）、（2）又は（3）に該当するもの。ただし、（4）のいずれかに該当するものを除く。 （1）・（2） [略] （3）上記のほか、<u>農業者戸別所得補償交付金</u>の交付が適当と認められる農地であって、地域センター長等が定める要件に該当すること （4）交付対象水田に該当しない土地 ① 新規開田地に該当するもの（前年度において<u>農業者戸別所得補償交付金</u>の交付対象水田以外の土地（(2)又は(3)に該当するものを除く。）であって、前年産の水稻の収穫期後水稻の作付けが可能となったもの若しくは水稻の作付けが行われたもの又は農業者が自己開田したもの） （注）新規開田地とは、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第150条の2に規定する新規開田地と同じ ②～④ [略]

改 正 後	現 行
別紙 6 <u>加工用米等</u>の不適正な流通に対する措置等について 第 1 不適正な流通等の判断等 生産局長又は地域センター等の長は、本要領第 3 に定める加工用米、新規需要米及び備蓄米（以下「<u>加工用米等</u>」という。）について、別紙 3 の第 9 の 2 の加工用米関係者、別紙 4 の第 6 の 1 の新規需要米関係者並びに別紙 5 の第 2 の売渡人及び取組農業者（以下「<u>加工用米等</u>関係者」という。）が、別紙 3 から別紙 5 までに掲げるそれぞれの<u>加工用米等</u>の出荷・販売・買入に係る契約書若しくは誓約書に従った流通若しくは引渡しを行っていなかった場合又は不適正な米穀の流通、使用等の事実を確認した場合であって、それが以下のいずれかに該当する場合には、他の法令における処分等の状況も勘案の上、第 2 による措置を講ずる。 1 ～ 4 〔略〕 第 2 不適正な流通等があった場合の措置 第 1 により措置の対象となった<u>加工用米等</u>関係者（以下「措置対象者」という。）が、全国生産出荷団体又は全国需要者団体にあっては生産局長、それ以外の者にあっては地域センター長等が以下の措置を講ずる。 なお、その他生産調整方針の認定の取消し、<u>経営所得安定対策</u>に係る交付金の返還、政府所有米穀の買受資格の停止又は取消し、国内産米穀の買入に係る一般競争契約参加資格の停止及び国内産米穀の買入契約に基づく契約解除又は違約に係る措置については、それぞれの法令、通知又は契約に基づいて必要な措置等が講じられることとなる。 1 ～ 5 〔略〕	別紙 6 <u>需給調整米</u>の不適正な流通に対する措置等について 第 1 不適正な流通等の判断等 生産局長又は地域センター等の長は、本要領第 3 に定める加工用米、新規需要米及び備蓄米（以下「<u>需給調整米</u>」という。）について、別紙 3 の第 9 の 2 の加工用米関係者、別紙 4 の第 6 の 1 の新規需要米関係者並びに別紙 5 の第 2 の売渡人及び取組農業者（以下「<u>需給調整米</u>関係者」という。）が、別紙 3 から別紙 5 までに掲げるそれぞれの<u>需給調整米</u>の出荷・販売・買入に係る契約書若しくは誓約書に従った流通若しくは引渡しを行っていなかった場合又は不適正な米穀の流通、使用等の事実を確認した場合であって、それが以下のいずれかに該当する場合には、他の法令における処分等の状況も勘案の上、第 2 による措置を講ずる。 1 ～ 4 〔略〕 第 2 不適正な流通等があった場合の措置 第 1 により措置の対象となった<u>需給調整米</u>関係者（以下「措置対象者」という。）が、全国生産出荷団体又は全国需要者団体にあっては生産局長、それ以外の者にあっては地域センター長等が以下の措置を講ずる。 なお、その他生産調整方針の認定の取消し、<u>農業者戸別所得補償制度</u>に係る交付金の返還、政府所有米穀の買受資格の停止又は取消し、国内産米穀の買入に係る一般競争契約参加資格の停止及び国内産米穀の買入契約に基づく契約解除又は違約に係る措置については、それぞれの法令、通知又は契約に基づいて必要な措置等が講じられることとなる。 1 ～ 5 〔略〕

改 正 後	現 行
別紙 7 需給調整の推進に向けた取組について 第 3 報告 1・2 [略] 3 収穫段階における報告 (1) 地域農業再生協議会の代表者は、2 の作付段階における報告（別紙様式第29号）について、<u>経営所得安定対策実施要綱</u>（平成23年 4 月 1 日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 3 （4）に定める<u>経営所得安定対策交付金</u>の交付申請者別作付面積確認結果報告書に照らして修正が必要となった場合は、同様式を修正し、10月末日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。 (2) [略]	別紙 7 需給調整の推進に向けた取組について 第 3 報告 1・2 [略] 3 収穫段階における報告 (1) 地域農業再生協議会の代表者は、2 の作付段階における報告（別紙様式第29号）について、<u>農業者戸別所得補償制度実施要綱</u>（平成23年 4 月 1 日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 3 （4）に定める<u>農業者戸別所得補償交付金</u>の交付申請者別作付面積確認結果報告書に照らして修正が必要となった場合は、同様式を修正し、10月末日までに、都道府県農業再生協議会の代表者及び地域センター長等に報告する。 (2) [略]
別紙 8 需給調整の推進状況の把握方法について 2 市町村域の作付面積 市町村域の作付面積については、別紙様式第30号により都道府県農業再生協議会が把握した市町村毎の面積とする。 ただし、各都道府県農業再生協議会の判断により、統計面積を用いることも可とする。この場合、別紙様式第30号を<u>再提出する</u>こととする。	別紙 8 需給調整の推進状況の把握方法について 2 市町村域の作付面積 市町村域の作付面積については、別紙様式第30号により都道府県農業再生協議会が把握した市町村毎の面積とする。 ただし、各都道府県農業再生協議会の判断により、統計面積を用いることも可とする。この場合、別紙様式第30号を<u>差し替える</u>こととする。
別紙様式第 5－4 号 平成○年産加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等 [中略] (注 1) [略] [削除] <u>(注 2)</u> [略]	別紙様式第 5－4 号 平成○年産加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等 [中略] (注 1) [略] <u>(注 2) 「当年産仕入れ計画」の「取組主体より」の③の加工用米玄米kgと別紙様式第 5 号の取組計画数量は、一致すること。</u> <u>(注 3)</u> [略]

改 正 後	現 行
別紙様式第 8 号 [上段略] 平成○年産加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表 [中略] (※ 1) [略] (※ 2) <u>経営所得安定対策</u>における「交付申請者管理コード」を記入すること。 (※ 3) ～ (※ 5) [略] (注 1) ～ (注 3) [略]	別紙様式第 8 号 [上段略] 平成○年産加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表 [中略] (※ 1) [略] (※ 2) <u>農業者戸別所得補償制度</u>における「交付申請者管理コード」を記入すること。 (※ 3) ～ (※ 5) [略] (注 1) ～ (注 3) [略]
別紙様式第 1 7 － 5 号 [上段略] 平成○年産新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表 [中略] (※ 1) [略] (※ 2) <u>経営所得安定対策</u>における「交付申請者管理コード」を記入すること。 (※ 3) ～ (※ 6) [略] (注 1) ～ (注 3) [略]	別紙様式第 1 7 － 5 号 [上段略] 平成○年産新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表 [中略] (※ 1) [略] (※ 2) <u>農業者戸別所得補償制度</u>における「交付申請者管理コード」を記入すること。 (※ 3) ～ (※ 6) [略] (注 1) ～ (注 3) [略]

改 正 後	現 行
別紙様式第 2 5 号 [上段略] 買入対象米穀生産者等別内訳書（平成○年産備蓄米） [中略] (※ 1) [略] (※ 2) <u>経営所得安定対策</u>における「交付申請者管理コード」を記入すること。 （売渡人において、交付申請者管理コードを設定していない場合は、管轄する地域センターに相談する。） (※ 3) ・ (※ 4) [略] (※ 5) この内訳書には、次の書類のいずれかを添付し、8月31日までに買入契約書を提出した地方農政局等又は地域センター等に提出すること。 ア 備蓄米生産者に係る営農計画書（<u>経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書をいう。以下同じ。</u>）及び<u>経営所得安定対策交付金</u>交付申請書（以下「交付申請書」という。）の写し イ 備蓄米生産等について地域農業再生協議会が証明した書類 (※ 6) [略] (注 1) ・ (注 2) [略]	別紙様式第 2 5 号 [上段略] 買入対象米穀生産者等別内訳書（平成○年産備蓄米） [中略] (※ 1) [略] (※ 2) <u>農業者戸別所得補償制度</u>における「交付申請者管理コード」を記入すること。（売渡人において、交付申請者管理コードを設定していない場合は、管轄する地域センターに相談する。） (※ 3) ・ (※ 4) [略] (※ 5) この内訳書には、次の書類のいずれかを添付し、8月31日までに買入契約書を提出した地方農政局等又は地域センター等に提出すること。 ア 備蓄米生産者に係る営農計画書（<u>経営所得安定対策交付金（仮称）（平成24年度までの農業者戸別所得補償交付金）の交付金に係る営農計画書をいう。以下同じ。</u>）及び<u>経営所得安定対策交付金（仮称）（平成24年度までの農業者戸別所得補償交付金）</u>交付申請書（以下「交付申請書」という。）の写し イ 備蓄米生産等について地域農業再生協議会が証明した書類 (※ 6) [略] (注 1) ・ (注 2) [略]

水稻生産実施計画書

年産

提出年月日 平成 年 月 日

生産農業者等(農業者等関係者)記入欄				
対象作物	生産数量(目標)(kg)	単位(kg/10a)	作付面積(換算値)(㎡)	認定機関
主食用米類	kg	kg/10a		
麦	小麦	kg		㎡
	二条大麦	kg		㎡
	六条大麦	kg		㎡
	ほたけ麦	kg		㎡
		kg		㎡
大豆	kg			㎡
そば	kg			㎡
なたね	kg			㎡

対象作物	生産数量目標等(農業者等調整後)記入欄			
	生産数量目標(kg)	単収(kg/10a)	作付面積(換算値)(㎡)	設定値
てん菜	kg		㎡	
でん粉原料用ばい いも	kg		㎡	

農産物共通					
農産物共通			加工物共通		
水稲	麦	大豆	そば	てん菜	でん粉類 ばいりん

新修路、水、电、加工用水、管管米記入欄				担当書記記入欄		
区分		出所・販売先の数量	生産予定数量	作況調整後の出所・販売先の数量	出所・販売数量	備考
新修路、水、電、加工用水、管管米 米口	WC使用箱		0	0	0	
	米穀用米	0	0	0	0	
	飼料用米	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
	加工用米込	0	0	0	0	
備蓄米①		0	0	0	0	
合 計		0	0	0	0	

[illegible]

(注2)「作物名欄」には、主食用水稻(一般米、醸造用玄米、種子用米生産ほ場)、麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、ビール用麦、種子用麦)、てん菜、でん粉原材料ばいりいよ(専用品種、その他)、なたね(油種用、その他)、そば、大豆、S用稲、加工用米、野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等)をすべてのほ場について記入する。

水の生産費算出額(作付面積換算額)の算定状況							
生産費算出額 (作付面積換算額) (A)	水灌作付面積①	新規開墾米等の灌漑計 ②=③+④+⑤	主食用水灌作付面積 (B)=①-②	差し引き面積 (A)-(B)	判定		
a	m	a	m	a	m	a	m

主食用水稻作付面積(米の直轄支庁交付金の交付対象農地のみ該当)			水稻と雑穀の 合計面積
一般米	醸造用玄米	種子生産用等面積	
a m	a m	a m	a

水田用資の直接支払金(米・大豆・飼料用米)と交付金の対象農家の別											
麦		大豆		飼料作物 (WCSG用稲)		そば		なたわ		加工用米	
基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作
a ₁	a ₂	a ₁	a ₂	a ₁	a ₂	a ₁	a ₂	a ₁	a ₂	a ₁	a ₂
WCSG用稲				米粉用米		飼料用米		借入金 (貸付金)			
基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作				
a ₁	a ₂	a ₁	a ₂	a ₁	a ₂	a ₁	a ₂				

(耕畜連携助成)			(再生利用交付金)	
わら利用	水田放牧	資源循環	平地	条件不利地
a m	a m	a m	a m	a

＜記入欄＞

現 行

年産

提出年月日 平成 年 月 日

対象作物		生産数量目標等(最低値等と同程度値)記入欄			認定機関
生産数量目標(kg)		単位(kg/10a)	作付面積(換算値)(㎡)		
主食用水稻		kg	kg/10a		
粟	小麦	kg		㎡	
	二条小麦	kg		㎡	
	穴条小麦	kg		㎡	
	ほたけ麦	kg		㎡	
		kg		㎡	
大豆					
そば		kg		㎡	
なたね		kg		㎡	

対象作物	生産数量目標等(農業者等調査票)記入欄			
	生産数量目標(kg)	単収(kg/10a)	作付面積(換算値)(㎡)	設定理由
てん菜	kg		㎡	
でん粉原料用ばい いしょ	kg		㎡	

農産品新加入状況(含加入予定)記入欄					
※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入					
農作物共通			畑作物共通		
水稲	麦	大豆	そば	てん菜	でん粉原料用 ばれいし以上

何物・数量表・加工工程・数量記入欄			担当書記入欄		
区分	出所・販売現の数量	生産予定面積	存在調整後の出所・販売現の数量	出所・販売数量	備考
材料 費 要 求 口	WC生用紙	a	b	c	
	米粉用米	k	d	e	
	餅料用米	k	f	g	
	その他	k	i	j	
	加工用米⑤	k	l	m	
備蓄米⑥	k	n	o	p	
合 計		q	r	s	t

[illegible]

(注3) 横面連携助成の取組の種類には、①わら利用：わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場のわら利用の取組 ②水田放牧：水田における牛の放牧の取組 ③資源循環：飼料生産水田への**たい肥**散布の取組 の別を記入

次の生産数量目標(作付面積換算)の達成状況						
生産数量目標 (作付面積換算) (A)	水灌作付面積①	新規需要米等の面積計 ②=③+④+⑤	主食用水灌作付面積 (B)=①-②	差し引き面積 (A)-(B)	判定	
a	m	a	m	a	m	適・否

一般米	醸造用玄米	種子生産用場面別
a ml	a ml	a ml

粟		大豆		飼料用米 (WCS用稲)		そば		なたね		加工用米	
基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作
a	m	a	m	a	m	a	m	a	m	a	m
WCS用稲		米粉用米		飼料用米		飼養米 (産地指定)					
基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作				
a	m	a	m	a	m	a	m				

(経営連携助成)			(再生利用加算)		(経営輪作加算)	
わら利用	水田放牧	資源循環	平地	条件不利地		
a	m	a	a	m	a	m
					a	

改 正 後	現 行
様式第 27 号の参考 水稻生産実施計画書の記入上の注意について ■ 農業者記入欄 1 「生産数量目標等（農業者等間調整後）記入欄」 （1）主食用水稻 ①「生産数量目標」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会（地域協議会が設置されていない市町村にあっては市町村。以下同じ。）から通知された農業者別生産数量目標を記入してください。なお、個別農業者（法人を含む。以下同じ。）で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した生産数量目標を記入して<u>ください</u>。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあっては、当該方針参加農業者の間で必要な調整を行い、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別生産数量目標を記入してください。 ②「単収」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会から通知された①の農業者別生産数量目標を③の作付面積換算値で除した値（小数点以下四捨五入。以下同じ。）を記入して<u>ください</u>。 ③「作付面積（換算値）」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会から通知された農業者別の面積換算値を記入してください。なお、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した面積換算値を記入して<u>ください</u>。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあっては、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別の面積換算値を記入してください。 （2）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でん<u>粉</u>原料用ばれいしょ 畑作物の対象作物ごとの生産数量目標は、それぞれ次の考え方で設定していただきます。それぞれの考え方に合った数量を「生産数量目標」の欄に記入してください。 また、「作付面積（換算値）」の欄には、「農地の利用計画記入欄」に記入した対象作物ごとの作付面積の合計値を記入してください。	様式第 27 号の参考 水稻生産実施計画書の記入上の注意について ■ 農業者記入欄 1 「生産数量目標等（農業者等間調整後）記入欄」 （1）主食用水稻 ①「生産数量目標」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会（地域協議会が設置されていない市町村にあっては市町村。以下同じ。）から通知された農業者別生産数量目標を記入してください。なお、個別農業者（法人を含む。以下同じ。）で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した生産数量目標を記入して<u>下さい</u>。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあっては、当該方針参加農業者の間で必要な調整を行い、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別生産数量目標を記入してください。 ②「単収」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会から通知された①の農業者別生産数量目標を③の作付面積換算値で除した値（小数点以下四捨五入。以下同じ。）を記入して<u>下さい</u>。 ③「作付面積（換算値）」の欄には、認定方針作成者又は地域協議会から通知された農業者別の面積換算値を記入してください。なお、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者は、自ら決定した面積換算値を記入して<u>下さい</u>。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあっては、集落等の代表者から認定方針作成者に報告された農業者別の面積換算値を記入してください。 （2）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でん<u>ぶん</u>原料用ばれいしょ 畑作物の対象作物ごとの生産数量目標は、それぞれ次の考え方で設定していただきます。それぞれの考え方に合った数量を「生産数量目標」の欄に記入してください。 また、「作付面積（換算値）」の欄には、「農地の利用計画記入欄」に記入した対象作物ごとの作付面積の合計値を記入してください。

改 正 後	現 行
①～⑥ [略] (注) <u>畑作物の生産数量目標は、播種前契約に基づく数量を基本として設定することとします。</u> ・ <u>播種前契約書等に作付予定面積が記載されていない場合は、営農計画書の提出時の実際の作付面積に地域の平均単収や、農業者個人の単収を乗じた数量を生産数量目標としてください。</u> <u>ただし、播種前契約書等の作付予定面積と比較して、交付申請の際に営農計画書に記載する実際の作付面積が減少する場合は、以下の式により求められる数量を生産数量目標としてください。</u> $\text{生産数量目標} = \text{播種前契約書等の生産数量} \times \frac{\text{営農計画書に記載する作付計画面積}}{\text{播種前契約書等の作付予定面積}}$ <u>また、営農計画書の提出後（交付申請後）に、実際の作付面積が減少した場合は、速やかに地域センター等にその旨を連絡してください。</u> 4 農地の利用計画記入欄 (1) ・ (2) [略] (3) 「交付対象農地区分」 米及び水田活用の<u>直接支払交付金</u>の交付対象農地（<u>経営所得安定対策</u>で交付対象水田と整理された水田）は「1」を、米及び水田活用の<u>直接支払交付金</u>の交付対象農地以外の農地については、「2」と記入してください。（交付対象農地区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。） (4) [略] 7 「作物名」 主食用水稻、醸造用玄米、種子生産ほ場、麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、バイオ燃料用米、そば、なたね、加工用米、その他の新規需要米、てん菜、でん<u>粉</u>原料用ばれいしょ、野菜、果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行）について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。	①～⑥ [略] (注) <u>播種前契約時の作付予定面積を、実際の作付面積が下回った場合は、播種前契約数量をそのまま転記せず、実際の作付面積に見合った生産可能な数量を生産数量目標としてください。</u> 4 農地の利用計画記入欄 (1) ・ (2) [略] (3) 「交付対象農地区分」 米及び水田活用の<u>所得補償交付金</u>の交付対象農地（<u>戸別所得補償モデル対策</u>で交付対象水田と整理された水田）は「1」を、米及び水田活用の<u>所得補償交付金</u>の交付対象農地以外の農地については、「2」と記入してください。（交付対象農地区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。） (4) [略] 7 「作物名」 主食用水稻、醸造用玄米、種子生産ほ場、麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、バイオ燃料用米、そば、なたね、加工用米、その他の新規需要米、てん菜、でん<u>ぶん</u>原料用ばれいしょ、野菜、果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行）について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。 <u>畑地で休閑緑肥に取り組み、緑肥輪作加算の交付申請を行う場合は、緑肥作物名を記入してください。</u>

改 正 後	現 行
(注) 改善計画の達成予定年までに作物の作付が行われない場合の取扱い 調整水田等の不作付地の改善計画を提出した後に、当該計画の達成予定年までに作物の作付が行われず、翌年も作付が行われないことが確実な場合には、米及び水田活用の<u>直接支払交付金</u>の交付対象農地から除外します。 ただし、次に掲げる場合を除きます。 ①・② [略] 10 「<u>再生利用交付金</u>開始年度」 <u>再生利用交付金</u>の対象となる農地に該当する場合は、<u>交付</u>の開始年度を記入してください（<u>交付</u>の開始年度は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）。 11 「<u>再生利用交付金</u>区分」 <u>再生利用交付金</u>の対象となる農地に該当し、当該農地が中山間地域等直接支払交付金の対象となっていない農地は「1」を、中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地は「2」を記入してください。（区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。） [削除] <u>12～15</u> [略] <u>16</u> 「<u>改善計画の達成予定年</u>」 <u>当該水田について作成した調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年を記入してください。</u> 17 提出期限 (1) 営農計画書は、<u>経営所得安定対策交付金</u>交付申請書と併せて、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接提出してください。 (2) [略]	(注) 改善計画の達成予定年までに作物の作付が行われない場合の取扱い 調整水田等の不作付地の改善計画を提出した後に、当該計画の達成予定年までに作物の作付が行われず、翌年も作付が行われないことが確実な場合には、米及び水田活用の<u>所得補償交付金</u>の交付対象農地から除外します。 ただし、次に掲げる場合を除きます。 ①・② [略] 10 「<u>再生利用加算</u>開始年度」 <u>再生利用加算</u>の対象となる農地に該当する場合は、<u>加算</u>の開始年度を記入してください。（<u>加算</u>の開始年度は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。） 11 「<u>再生利用加算</u>区分」 <u>再生利用加算</u>の対象となる農地に該当し、当該農地が中山間地域等直接支払交付金の対象となっていない農地は「1」を、中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地は「2」を記入してください。（区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。） <u>12 「緑肥輪作加算」</u> <u>緑肥輪作加算に取り組む場合に当該欄に「○」を記入してください。また、当該場において当年産で作付ける緑肥作物の名称を作付名欄に、前年産に作付けた対象畑作物の作物名を「備考欄」に記入してください。</u> <u>13～16</u> [略] [新設] 17 提出期限 (1) 営農計画書は、<u>農業者別戸別所得補償交付金</u>交付申請書と併せて、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接提出してください。 (2) [略]

改 正 後	現 行
■ 地域農業再生協議会担当者記入欄 1 「生産数量目標（作付面積換算値）の達成状況」の欄 （１）「水稻作付面積①」の欄には、ほ場欄の水稻作付面積（新規開田地の水稻作付面積を含む）の計を記入して<u>ください</u>。 （２）～（４） [略] 2 「主食用米作付面積（米の<u>直接支払交付金</u>の交付対象農地のみ該当）」 主食用米作付面積を「一般米」、「醸造用玄米」、「種子生産ほ場面積」ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の<u>直接支払交付金</u>の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。 3 「水稻共済突合基礎面積」 ほ場欄の水稻作付面積の計から、各農業共済組合等が引受けを行わない水稻の作付面積（新規開田地の水稻作付面積、青刈り稲、WC S用稲等の作付面積）を除く面積を記入してください。 （注１）この場合、ほ場ごとに面積に0.1a単位未満の端数があるときには、四捨五入により端数を整理した面積を合計して<u>ください</u>。 （注２） [略] 4 「水田活用の<u>直接支払交付金</u>関係（水田活用の<u>直接支払交付金</u>の対象農地のみ該当）」 戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の<u>直接支払交付金</u>の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。 5 「（耕畜連携助成）」の欄 耕畜連携助成の取組面積を「わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）」、「水田放牧（水田における牛の放牧の取組）」、「資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組）」ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の<u>直接支払交付金</u>の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。 [削除] [削除] 以 上	■ 地域農業再生協議会担当者記入欄 1 「生産数量目標（作付面積換算値）の達成状況」の欄 （１）「水稻作付面積①」の欄には、ほ場欄の水稻作付面積（新規開田地の水稻作付面積を含む）の計を記入して<u>下さい</u>。 （２）～（４） [略] 2 「主食用米作付面積（米の<u>所得補償交付金</u>の交付対象農地のみ該当）」 主食用米作付面積を「一般米」、「醸造用玄米」、「種子生産ほ場面積」ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の<u>所得補償交付金</u>の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。 3 「水稻共済突合基礎面積」 ほ場欄の水稻作付面積の計から、各農業共済組合等が引受けを行わない水稻の作付面積（新規開田地の水稻作付面積、青刈り稲、WC S用稲等の作付面積）を除く面積を記入してください。 （注１）この場合、ほ場ごとに面積に0.1a単位未満の端数があるときには、四捨五入により端数を整理した面積を合計して<u>下さい</u>。 （注２） [略] 4 「水田活用の<u>所得補償交付金</u>関係（水田活用の<u>所得補償交付金</u>の対象農地のみ該当）」 戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の<u>所得補償交付金</u>の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。 5 「（耕畜連携助成）」の欄 耕畜連携助成の取組面積を「わら利用（わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組）」、「水田放牧（水田における牛の放牧の取組）」、「資源循環（飼料生産水田へのたい肥散布の取組）」ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等米及び水田活用の<u>所得補償交付金</u>の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。 ■ <u>地域センター担当者記入欄</u> 1 「（緑肥輪作加算）」の欄 <u>緑肥輪作加算の確認した取組面積の合計を記入してください。</u> 以 上

改 正 後	現 行
別紙様式第 2 9 号 [上段略] 作付段階における報告について [中略] (注 1) ～ (注 3) [略] (注 4) <u>経営所得安定対策</u>の交付データとの突合の結果、差異がある場合は修正報告すること。	別紙様式第 2 9 号 [上段略] 作付段階における報告について [中略] (注 1) ～ (注 3) [略] (注 4) <u>農業者戸別所得補償制度</u>の交付データとの突合の結果、差異がある場合は修正報告すること。
別紙様式第 3 0 号 [上段略] 平成__年度 需給調整の各地域の取組状況 [中略] 注 1 ・ 注 2 [略] 注 3 : 統計面積を使用する場合は、市町村毎の統計面積が公表された後、速やかに<u>再提出する</u>こと。	別紙様式第 3 0 号 [上段略] 平成__年度 需給調整の各地域の取組状況 [中略] 注 1 ・ 注 2 [略] 注 3 : 統計面積を使用する場合は、市町村毎の統計面積が公表された後、速やかに<u>差し替える</u>こと。